

第5回 忠岡町クリーンセンター整備運営委員会 会 議 録

開催日時	平成 30 年 5 月 30 日（水） 13：30～16：00
開催場所	忠岡町シビックセンター本館 3 階 小研修室
委 員	委員 7 名出席
事務局等	和田町長、軒野（住民部長）、奥村（生活環境課長）、上田（生活環境課主幹）、藤原（生活環境課主幹）、中定（秘書人事課長） 山本（株式会社環境技術研究所）、梶原（株式会社環境技術研究所）
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1) 開会 2) 委員長挨拶 3) 町長挨拶 4) 忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業 募集要項（たたき台案）について 5) 同 優先交渉権者選定基準書（たたき台案）について 6) 同 要求水準書（たたき台案）について 7) その他 8) 閉会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会 次第 ・ 資料 1：忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業 募集要項（たたき台案） ・ 資料 2：忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業 様式集（たたき台案） ・ 資料 3：忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業 優先交渉権者選定基準書（たたき台案） ・ 資料 4：忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業 要求水準書（たたき台案） ・ 資料 5：忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業 要求水準書 別添資料（たたき台案） ・ 第4回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会会議録

第5回忠岡町クリーンセンター整備運営委員会

平成30年5月30日

■次第1 開会

(午後1時30分)

■次第2 委員長挨拶

委員長から挨拶

■次第3 町長挨拶

町長から挨拶

■次第4 忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業 募集要項

(たたき台案)について

事務局による配布資料の確認

議事に入る前に、委員長より会議録の署名人2名を指名

事務局から資料1に基づき忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業 募集要項(たたき台案)について、資料2に基づき忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業 様式集(たたき台案)について説明

- 委員D 応募がゼロだった時のスケジュールは考えているのか。
- 事務局 ゼロということについては、今のところ想定していない。
- 委員D 募集要項の応募資格【運転管理】の部分に、継続して5年以上の実績の記載があるが、この要件を設ける理由は何か。
- 事務局 長期包括の期間としては、通常、最も短くても5年からというのが一般的であり、その部分の実績を持っているという経験をやはり重視したい考えから設けている。
- 委員D この要件は従前の時にもあったのか。
- 事務局 当時はこの長期包括という手法が出始めた時期であり、実績を持っている事業者が少なかったため、この要件は従前には無かった部分である。
- 委員D 募集要項の中には、応募を無効にする事項の記載はあるが、ペナルティーを科すという記載はない。一般的になりつつある事項なので、一度検討すべき。

- 事務局 検討します。
- 委員 G 公告の際に契約書（案）示す予定なのか。
- 事務局 契約書（案）は示していくことで考えている。契約書の形態については、前回は委託契約の中で大規模改修工事を含めて委託としていましたが、今回は、まず基本契約を前提にその下に基幹的改良工事の部分と運転管理の部分の2本立ての契約がぶら下がるような形態の契約書（案）をイメージしております。
- 委員 F 募集要項の参加資格の中に、総合評定値1,000点以上とあるが、どのようなレベルなのか。
- 事務局 大手プラントメーカーが概ね1,200～1,300点程度である。今回もプラントに関する工事があり、あまり低いと対応等で問題になる可能性もあるので、前回と同じ条件で示している。
- 委員 A 3 ページ6の参加資格の（1）に「長期包括運営事業の実施にあたり、特別目的会社を設立することができる」と記載があるが、この契約形態だと運転管理部分のみ特別目的会社を設立できると捉えられる可能性があるので、契約形態も再考し「本事業においては特別目的会社を設立することができる」とした方がよい。
- 事務局 再考します。
- 委員 A 様式第10号に用役費があるが、現在は用役費の支払いは事業者が払っているのか。
- 事務局 そのとおり。ユーティリティー関係等の用役費については、平成20年の基準値からの増減で委託料の変更幅を設けている。東日本大震災の影響によって電気代の高騰もあり、今回これら用役費を町が支出することも検討したが、現時点では前回と同じ手法で考えている。
- 委員 B 基幹改良工事の2年間以降に出てくる補修等は、点検・修繕費に含まれるということか。
- 事務局 そのとおり。
- 委員 B 点検修繕に係る包括の範囲については、はっきりと区別されているのか。
- 事務局 現行の契約では、例えば煙突整備工事が契約外であったことで、これまでに様々な議論があったので、今回これらも入れて包括とすることも検討したが、そうなると必然的に見積額が大きくなる可能性がある。従って、今回は、現行の包括契約と同様の範囲を想定しており、要求水準書の中で包括範囲を明記します。

- 委員 E 施設の 2 炉のうち、現在停止している炉に手を加えるということは考えられないのか。
- 委員 A プラントメーカーではなく維持管理会社であれば考えうるが、技術のノウハウや責任問題という点からも一般的には想定できない。
- 委員 B 期間が 2 年と 10 年という契約は、一般的にはどういう形ですか。
- 委員 D 2 本の契約書を別に作成し、お互いに関係があること、特に瑕疵担保については随時記載しておくというのが一般的である。
- 事務局 工事部分について、国の交付金と同様に起債を充てるにあたり、明確に分けて契約した方がよいという考えから、今回は基本契約書の下に 2 つの契約書をぶら下げる形態で考えている。しかし、工事部分と運営管理のそれぞれの瑕疵担保について責任の所在を明記することは、やはり困難であるので、契約書の形態は再考したい。

■次第 5 同 優先交渉権者選定基準書（たたき台案）について

事務局から資料 3 に基づき忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業 優先交渉権者選定基準書（たたき台案）について説明

- 委員 G 1 ページに「改善後」と書いてあるが、どういう意味なのか。
- 事務局 この文言を入れることで、提出図書を差替えることができると捉えられても困るので、削除または表現を変えることとする。
- 委員 B プロポーザルのような方式で採点する時は、最低点は決めないのか。
- 事務局 決めるところもあるが、今回は設定していない。
- 委員 E 4 ページのところに、提案価格に関し得点化すると書いてあるが、これは総額で評価する方がいいのでは。
- 事務局 総額で評価するつもりですので、記述を修正します。
- 委員 E 契約を分けずとも、委託契約の中で工事部分の明細的な部分があれば、起債できるのではないかと。
- 事務局 1 本の委託契約で起債が可能であるか、再度、財政部局に確認し、前回と同じ契約形態で進めたい。

■次第 6 同 要求水準書（たたき台案）について

事務局から資料 4 に基づき忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括

運営事業 要求水準書（たたき台案）について、資料5に基づき忠岡町クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営事業 要求水準書 別添資料（たたき台案）について説明

（休憩）

○委員 A 総則に記載のある「基幹的改良工事をやる事業者が長期包括運営事業を併せて受託することとする」というのは、改良工事A社が運営事業者B社とJVを組むというような仕組みを考えているのか。

○事務局 A社、B社がある時に、それぞれの契約をグループで契約するのも、改良工事はA社、運転はB社という契約をするのも、それぞれいろいろな形態が考えられるので、どちらの形態をとっても良いと考えている。

○委員 D その方法自体は問題ない。ただその場合、代表者とだけ契約することになるので、その下でどういう契約をしているかは全くチェックできず、その場合の瑕疵担保をどうするかという問題は出てくる。

○委員 A 現在の契約は、代表企業とだけ契約だけでやっているのか。

○事務局 現行の契約は、代表企業と構成企業の両者連名で記名・押印頂いている。勿論、JVとしての協定書も提出してもらっている。しかし、本町としては、明確な企業間での責任分担までは関知していない。

これまでの議論から、委託費の中に、明細として工事の部分がわかるような形があることで起債が組めるのであれば、現行と同じ契約形態で進めたい。受注者がグループ企業だったらグループ企業で契約し、あとの責任分担はそのグループ企業の中で決めてもらう方が、事務的にも煩雑にならない。

今回提示した要求水準書（たたき台案）は、先進的な内容を参考にしており、具体的な部分はこれからの作業の中で修正を加えていく。なお、全体の構成としては大きく修正しないが、特に議論のあった契約形態については再考します。

○委員 A 応募には、色々なパターンがあるので、できるだけ町に負担の掛からない契約形態が望ましい。従って、契約形態に合わせて募集要項に関する記載も再考すべき。

○事務局 再考します。

○委員 D いろんなところに「原則として」という表記があるが、記載する以上は例外がどういう場合なのかを想定して記載してもらいたい。

○事務局 再考します。

■ 次第 7 その他

第 4 回の会議録について確認

会議資料の公開、非公開の確認

- ・ 第 5 回の会議録及び資料 1 ～ 5 については、プロポーザル公告後の公開とする。

■ 次第 8 閉会

(午後 4 時 00 分)